

亀山市告示第54号

亀山市緊急通報システム事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市緊急通報システム事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市緊急通報システム事業実施要綱（平成17年亀山市告示第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「正確な救護体制」を「適切な対応」に、「の生活の不安の解消及び日常生活の安全を確保し」を「が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにし」に改める。

第3条中「該当する」の次に「者であって、身体上若しくは精神上の理由又は生活環境その他の理由により緊急事態の発生の可能性が高く、日常的に安否確認の必要があると認められる」を加え、同条第1号を次のように改める。

（1）高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）であって、次のいずれかの世帯に属する者

ア 単身世帯

イ 2人以上の高齢者のみで構成される世帯

ウ 高齢者と同居する保護者となるべき者が、疾病、障害等により当該高齢者を支援できない世帯

第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

第10条の見出しを「（費用等の負担）」に改め、同条第1項中「設置」の次に「、保守点検」を加え、「並びに貸与機器」を「、貸与機器に係る通信料金並びにセンターからの利用者、家族等及び協力員への連絡」に改め、同条第2項中「転居等」を「貸与機器の稼働に係る電気料金及び転居等」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第11条とする。

3 利用者の状況確認に関するメールの受信及びウェブサイトの閲覧に係る通信料金は、家族等の負担とする。

4 センターとの連絡に用いる固定電話又は携帯電話は、利用者が用意するものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

(協力員の確保)

第12条 利用者は、おおむね3人の協力員を確保するものとする。

2 協力員は、次の各号に掲げる協力を行うものとする。

(1) 利用者の緊急時に、センターからの連絡があった場合は、迅速に利用者宅に出向き、利用者の状況確認を行うこと。

(2) 前号による状況確認の結果を、必要に応じてセンターへ報告すること。

第9条中「当該職員」を「市職員」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「様式第7号」を「様式第5号」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に、「第10条第2項」を「第11条第2項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第9条とする。

第7条第2項中「故意」の次に「又は重大な過失」を加え、同条を第8条とする。

第6条第1項中「利用者は、」を「前条第1項により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用者、緊急時に連絡を受ける者として利用者があらかじめ指名する当該利用者の家族その他関係者(以下「家族等」という。)及び協力員に関する」に、「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同項第2号中「電話番号」の次に「又はメールアドレス」を加え、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同条第2項及び第3項を削り、同条を第7条とする。

第5条第1項中「とともに、緊急通報システム事業利用者台帳に記載する」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「契約を締結

した」を「利用を決定した」に改め、「緊急通報システム事業決定連絡通知書（様式第4号）により」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項の契約を締結」を「第1項の規定により利用を決定」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第6条とする。

第4条中「を市長」を「にシステム利用及び個人情報の取扱いに関する承諾書を添付して市長」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（事業の内容）

第4条 この事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）緊急通報ができる機器（以下「機器」という。）を貸与すること。
- （2）機器の設置、保守点検及び撤去を行うこと。
- （3）センターにおいて24時間対応できる体制を整備し、緊急通報を受信した場合に適切な措置を講ずること。
- （4）その他市長が特に必要と認めること。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

緊急通報システム事業利用申請書

年 月 日

亀山市長 様

〒 -

申請者 住所
(本人又は親族)

氏名

印 続柄

電話番号

亀山市緊急通報システム事業を利用したいので、亀山市緊急通報システム事業実施要綱第5条の規定により、下記の事項に同意のうえ、次のとおり申請します。

利用者	住所	〒 - 亀山市		フリガナ		男・女		
	生年月日	明・大・昭 年 月 日(歳)		氏名				
	身体状況 (既往症等)					血液型	型	
	所持手帳	身体・精神・療育(級)	障害名					
	要介護状態	未申請・申請中・要支援 1 2		要介護 1 2 3 4 5	民生委員			
	関係 医療機関	医療機関名			住所			
電話番号				主治医				
同居者	フリガナ			続柄		生年月日	明・大・昭 年 月 日(歳)	
	氏名			身体状況 (既往症等)			血液型	型
	所持手帳	身体・精神・療育(級)	障害名			要介護度	要介護	
	関係 医療機関	医療機関名			住所			
電話番号				主治医				
協力員	住所	〒 -		フリガナ		続柄		
	電話番号1			電話番号2				
協力員	住所	〒 -		フリガナ		続柄		
	電話番号1			電話番号2				
協力員	住所	〒 -		フリガナ		続柄		
	電話番号1			電話番号2				
(緊急連絡先) 家族等	住所	〒 -		フリガナ		続柄		
	メールアドレス (数字には下線)			電話番号1				
	メールアドレス (数字には下線)			電話番号2				
メール通知	緊急が 否	要・不要	あいさつが 否	要・不要	ごようききが 否	要・不要		
(緊急連絡先) 家族等	住所	〒 -		フリガナ		続柄		
	メールアドレス (数字には下線)			電話番号1				
	メールアドレス (数字には下線)			電話番号2				
メール通知	緊急が 否	要・不要	あいさつが 否	要・不要	ごようききが 否	要・不要		
(緊急連絡先) 家族等	住所	〒 -		フリガナ		続柄		
	メールアドレス (数字には下線)			電話番号1				
	メールアドレス (数字には下線)			電話番号2				
メール通知	緊急が 否	要・不要	あいさつが 否	要・不要	ごようききが 否	要・不要		

同意書

緊急通報システム事業の利用の審査のために必要があるときは、市職員が私及び家族の住民基本台帳を閲覧すること、また、介護保険の認定状況及び障害者手帳の取得状況を確認することに同意します。

利用者氏名(必ず記入)

印

【代筆の場合のみ記入】

代筆の理由

代筆者氏名

印 (続柄:)

緊急通報システム事業利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

亀山市長

年 月 日付けで申請のありました亀山市緊急通報システム事業の利用については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

利用者	氏名	
	住所	
設置日時		

担当：亀山市健康福祉部長寿健康づくり室

電話番号 84 - 3312

第 号
年 月 日

様

亀山市長

緊急通報システム事業利用申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました亀山市緊急通報システム事業の利用については、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

却下の理由

備考

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

担当：亀山市健康福祉部長寿健康づくり室

電話番号 84 - 3312

緊急通報システム事業変更届

年 月 日

亀山市長 様

〒 -

申請者 住所
(本人又は親族) 氏名 印 続柄

電話番号

次のとおり変更したいので、届出ます。

利用者	住所	〒 - 亀山市		刀ガナ			男・女	
				氏名				
	生年月日	明・大・昭 年 月 日(歳)		電話番号				
	身体状況 (既往症等)							血液型 型
	所持手帳	身体・精神・療育 (級)	障害名					
	要介護状態	未申請・申請中・要支援 1 2		要介護 1 2 3 4 5		民生委員		
関係 医療機関	医療機関名			住所				
	電話番号			主治医				
同居者	刀ガナ			続柄			生年月日 明・大・昭 年 月 日(歳)	
	氏名			身体状況 (既往症等)			血液型 型	
	所持手帳	身体・精神・療育 (級)	障害名			要介護度	要介護	
	関係 医療機関	医療機関名			住所			
電話番号				主治医				
協力員	住所	〒 -		刀ガナ			続柄	
	電話番号 1			電話番号 2				
協力員	住所	〒 -		刀ガナ			続柄	
	電話番号 1			電話番号 2				
協力員	住所	〒 -		刀ガナ			続柄	
	電話番号 1			電話番号 2				
(緊急連絡先) 家族等	住所	〒 -		刀ガナ			続柄	
	メールアドレス (数字には下線)			電話番号 1				
	メールアドレス (数字には下線)			電話番号 2				
メール通知	緊急ホウ	要・不要	あいさつホウ	要・不要	ごようききホウ	要・不要		
(緊急連絡先) 家族等	住所	〒 -		刀ガナ			続柄	
	メールアドレス (数字には下線)			電話番号 1				
	メールアドレス (数字には下線)			電話番号 2				
メール通知	緊急ホウ	要・不要	あいさつホウ	要・不要	ごようききホウ	要・不要		
(緊急連絡先) 家族等	住所	〒 -		刀ガナ			続柄	
	メールアドレス (数字には下線)			電話番号 1				
	メールアドレス (数字には下線)			電話番号 2				
メール通知	緊急ホウ	要・不要	あいさつホウ	要・不要	ごようききホウ	要・不要		

緊急通報システム事業取消届

年 月 日

亀山市長 様

届出者 住所
氏名 印
利用者との続柄
電話番号 ()

次のとおり、亀山市緊急通報システム事業の利用を取消したいので届出いたします。

利用者氏名		利用者 電話番号	
貸与機器取外年月日 (予定)	年 月 日		
取消理由			
備考・その他			

様式第 6 号から様式第 8 号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の亀山市緊急通報システム事業実施要綱の規定によりなされた決定、
手続その他の行為は、この告示による改正後の亀山市緊急通報システム事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。